

# 学 則

学校法人 山口学院  
埼玉平成高等学校

# 埼玉平成高等学校 学則

## 第1章 総則

### [目的]

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて高等普通教育を施すことを目的とする。

### [名称]

第2条 本校は埼玉平成高等学校という。

### [位置]

第3条 本校は埼玉県入間郡毛呂山町大字市場字荒田333番地1に置く

## 第2章 課程の組織及び収容人員

### [課程]

第4条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。  
全日制課程 普通科 1050名

## 第3章 修業年限、学年、学期 及び休業日等

### [修業年限]

第5条 本校の修業年限は、次のとおりとする。  
全日制課程 3年

### [学年]

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### [学期]

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。  
第1学期 4月1日から 8月31日まで  
第2学期 9月1日から 12月31日まで  
第3学期 1月1日から 3月31日まで

〔休業日、臨時授業及び臨時休業〕

第8条 休業日は、次のとおりとする。

1. (1) 日曜日  
(2) 毎月の第2土曜日、第4土曜日、第5土曜日  
(3) 国民の祝日に関する法律に規程する休日  
(4) 夏期休業 7月21日から8月31日まで  
(5) 冬期休業 12月24日から1月7日まで  
(6) 学年末休業 3月25日から3月31日まで  
(7) 学年始休業 4月1日から4月7日まで  
(8) 開校記念日 6月10日  
(9) 埼玉県民の日 11月14日
2. 前項に掲げる休業日においても、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、臨時に授業を行なうことがある。
3. 非常災害その他急迫の事情があるとき、もしくは教育上の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行なわないことがある。

## 第4章 入学、退学、転学及び 休学、留学等

〔入学資格〕

第9条 本校に入学することができる者は、次の各号の一つに該当する者とする

1. 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者。
2. 外国において学校教育における9年の課程を修了した者。
3. 文部科学大臣の指定した者。
4. 本校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

〔転入学及び編入学資格〕

第10条

1. 第2学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者とする。
2. 第2学年以上に転入学することができる者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者とする。

〔入学許可〕

第11条 入学の許可は、選考の上校長がこれを行なう。

〔出願手続〕

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書等その他必要書類に選抜料を添え、願い出なければならない。

〔入学手続〕

第13条

1. 入学を許可された者は、すみやかに本校所定の書類に入学料を添えて提出しなければならない。
2. 前項に定める手続が所定の期日までに行なわれない時は、入学の許可を取り消すことがある。

〔転学〕

第14条

1. 他の高等学校から本校に転学を志望する生徒があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上転学を許可することがある。
2. 生徒が他の高等学校へ転学しようとする時、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

〔留学〕

第15条

- 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、その理由を具し保護者と保証人が連署のうえ、校長に願い出て許可を受けなければならない。
2. 前項により留学を願い出たときは、校長は教育上有益と認める場合には留学を許可することがある。
  3. 留学中の生徒が復学しようとする時は、その理由を具し保護者と保証人が連書の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。
  4. 校長は第23条の規定にかかわらず、前項により復学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で、単位の履修を認定することがある。
  5. 校長は、前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第6条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了、または卒業を認めることがある。

〔退学〕

第16条 退学をしようとする者は、本校所定の書類にその理由を明記し保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

〔欠席、休学〕

第17条

1. 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者は、その理由を明記し届出なければならない。
2. 生徒が病気その他やむを得ない理由により7日以上出席することが出来ないときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添え、願い出て校長の許可を受けなければならない。

〔復学〕

第18条 前条第2項の規定により、休学中の生徒が復学しようとする時は、保護者は所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添え、願い出て校長の許可を受けなければならない。

〔出席停止〕

第19条 生徒が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

〔忌引〕

第20条 生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出た時は、これを許可することがある。

〔身上事項の移動の届出〕

第21条 生徒及び保護者、保証人の氏名、住所の変更等身上事項について異動があった時は、すみやかに届出なければならない。

## 第5章 教育課程、学年の 課程修了の認定及び卒業等

〔教育課程〕

第22条 本校の教育課程は教科並びに各教科以外の特別教育活動及び学校行事等により編成し、その教科、科目及び単位数は、別表のとおりとする。

〔課程修了の認定〕

第23条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し学年末において認定する。

〔卒業〕

第24条 本校所定の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

〔原級留置〕

第25条 生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかつた者について、教育上必要がある時は、原級に留め置くことがある。

## 第6章 職員組織

〔職員組織〕

第26条 本校に次の職員を置く。

- |     |             |     |
|-----|-------------|-----|
| 1 . | (1) 校長      | 1名  |
|     | (2) 副校長     | 1名  |
|     | (3) 教頭      | 1名  |
|     | (4) 教諭      | 47名 |
|     | (5) 養護教諭    | 1名  |
|     | (6) 司書教諭    | 1名  |
|     | (7) 実習助手    | 3名  |
|     | (8) 講師      | 若干名 |
|     | (9) 事務職員    | 5名  |
|     | (10) 学校医    | 3名  |
|     | (11) 学校歯科医  | 1名  |
|     | (12) 学校薬剤師  | 1名  |
|     | (13) 学校作業員等 | 2名  |
- 2 . 校長は、校務を統括し、所属職員を監督する。
- 3 . 副校長・教頭は校長を補佐し、校務を整理する。
- 4 . 職員の校務分掌は、校長が別に定める。

## 第7章 授業料、入学料、その他 学納金及び選抜料

〔授業料、入学料、その他学納金及び選抜料〕

第27条 本校の授業料、入学料、その他学納金及び選抜料は、次のとおりとする。

1. 授業料、入学料、その他学納金及び選抜料

授業料（年額）	300,000円
入学料	250,000円
施設費	150,000円
維持費（年額）	24,000円
実験実習費（年額）	6,000円
補助教材費（年額）	6,300円
図書費（年額）	6,000円
行事費（年額）	6,300円
暖房費（年額）	2,000円
選抜料	20,000円

2. 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

3. 生徒が休学した時は、前項の規定にかかわらずその始期の属する月の翌日から授業料を免除することがある。

4. 正当な理由がなく、かつ所定の手続を行わずに授業料を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込がない時は、退学を命ずることがある。

5. すでに納入した授業料、入学料、施設費及び選抜料は返還しない。ただし、特別の事情がある場合は、その全部又は一部を返還する。

## 第8章 賞罰

### 〔ほう賞〕

第28条 成績、性行ともにすぐれ他の模範となる者及び精勤者は、ほう賞することがある。

### 〔懲戒〕

#### 第29条

1. 生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあった時は、懲戒処分を行なう。

2. 戒は、訓告、停学及び退学とし、校長がこれを行なう。

3. 前項の退学は、次の各号の一つに該当する生徒に対してのみ行なうものとする。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者。

(2) 学力劣等で成績の見込がないと認められた者

(3) 正当の理由がなく出席が常でない者。

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

## 第9章 雑則

[雑則]

第30条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

2 本校に平成8年3月31日現在在籍する者の授業料は、第27条の規定にかかわらず、240,000円（年額）とする。

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

この学則は、平成4年12月1日から施行する。

この学則は、平成5年6月1日から施行する。

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

この学則は、平成12年6月5日から施行する。

但し、平成12年4月1日から適用する

この学則は、平成16年4月1日から施行する。





平成21・22・23年度 入学生 教育課程

			中高一貫						
			1年	2年		3年			
				文系	理系	文系		理系	
教科	科目	標準単位				普通	難関	普通	難関
国語	国語表現Ⅰ	2							
	国語表現Ⅱ	2							
	国語総合	4	6			2	2	2	2
	現代文	4		4	4	2 <sup>1</sup>	2 <sup>1</sup>	2 <sup>1</sup>	2 <sup>1</sup>
	古典	4		4		3	3		
	古典講読	2				3	3	2 <sup>1</sup>	2 <sup>1</sup>
地理 歴史	世界史A	2							
	世界史B	4	4			5 <sup>0</sup> 2 <sup>1</sup>	5 <sup>0</sup> 2 <sup>1</sup>	2 <sup>1</sup>	2 <sup>1</sup>
	日本史A	2			2				
	日本史B	4		3		5 <sup>0</sup> 2 <sup>1</sup>	5 <sup>0</sup> 2 <sup>1</sup>	2 <sup>1</sup>	2 <sup>1</sup>
	地理A	2							
	地理B	4							
公民	現代社会	2							
	倫理	2		2	2	2 <sup>1</sup>	2 <sup>1</sup>	2 <sup>1</sup>	2 <sup>1</sup>
	政治・経済	2		2	2	2 <sup>1</sup>	2 <sup>1</sup>	2 <sup>1</sup>	2 <sup>1</sup>
数学	数学基礎	2							
	数学Ⅰ	3	3			2 <sup>1</sup>	2 <sup>1</sup>	2 <sup>1</sup>	2 <sup>1</sup>
	数学Ⅱ	4		4	4				
	数学Ⅲ	3						4	4
	数学A	2	3						
	数学B	2			3				
理科	理科基礎	2							
	理科総合A	2		2	2				
	理科総合B	2							
	物理Ⅰ	3			4				
	物理Ⅱ	3						4 <sup>0</sup>	4 <sup>0</sup>
	化学Ⅰ	3		2	2	2 <sup>1</sup>	2 <sup>1</sup>		
	化学Ⅱ	3						4	4
	生物Ⅰ	3	3			2 <sup>1</sup>	2 <sup>1</sup>		
	生物Ⅱ	3						4 <sup>0</sup>	4 <sup>0</sup>
	地学Ⅰ	3							
	地学Ⅱ	3							
保健 体育	体育	7~8	3	2	2	2	2	2	2
	保健	2	1	1	1				
芸術	音楽Ⅰ	2	2 <sup>1</sup>						
	美術Ⅰ	2	2 <sup>1</sup>						
	書道Ⅰ	2	2 <sup>1</sup>						
外国語	OrlComⅠ	2	2						
	OrlComⅡ	4							
	英語Ⅰ	3	6						
	英語Ⅱ	4		4	2	2	2	2	2
	リーディング	4		3	3	4	4	4	4
	ライティング	4		2	2	2	2	2	2
家庭	家庭基礎	2	2						
	家庭総合	4							
	生活技術	4							
看護	看護基礎医学	4							
	基礎看護	4							
	看護情報処理	2							
	看護臨床実習	6							
情報	情報A	2							
	情報B	2				2	2	2	2
	情報C	2							
計			35	35	35	31	31	31	31
LHR			3	1	1	1	1	1	1
総合学習			3	1	1	1	1	1	1
合計			36	36	36	32	32	32	32

1・2年次7時間授業 3年次6時間授業 第2・4土曜休 埼玉平成高等学校  
 ※表中の添字は対応する科目間の選択とする  
 ※3年次の文系「<sup>1</sup>」は合計6単位を選択する  
 ※3年次の理系「<sup>1</sup>」は合計2単位を選択する